

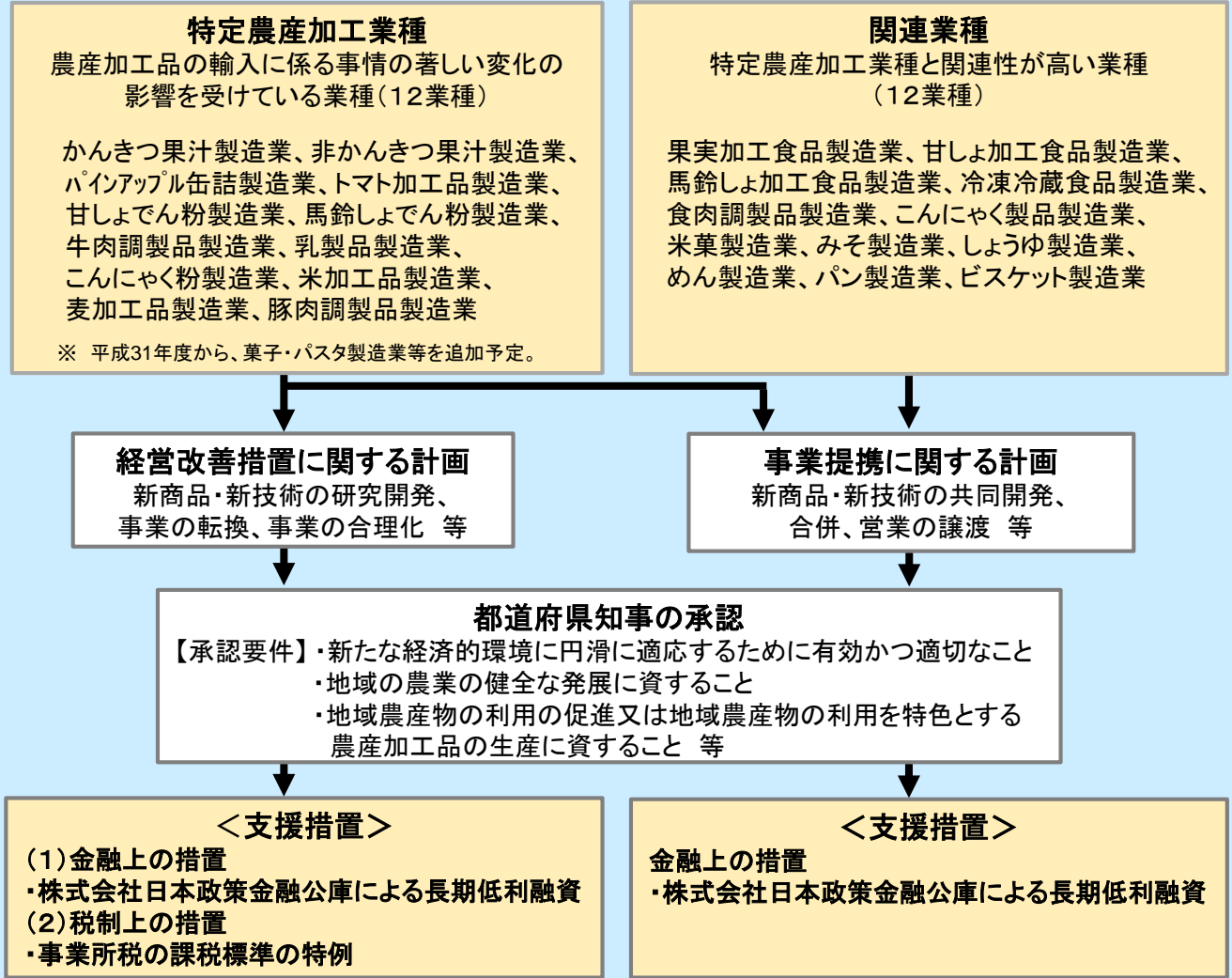
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

様々な経済連携協定交渉等が進展している国際的環境等を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年間延長し、平成36年6月30日までとする。

◎法の概要

農産加工品等の関税引下げ等による経営環境の変化に対処するため、国内の農産加工業者が行う経営改善措置について、必要な金融・税制上の支援措置を講ずる。

◎法の仕組み <現行の有効期限：平成31年6月30日まで>



◎改正内容

法の有効期限を平成36年6月30日まで延長

※上記に併せて、地方税の特例措置を平成33年3月31日まで延長する。

◎法の実績(平成元年度～29年度)

(1)計画承認

経営改善計画	1,264件
事業提携計画	355件
計	1,619件

(2)融資

1,801件(先数) 7,289億円

(3)税制

事業所税の課税標準の特例	
平成26年度	104件 75百万円
平成27年度	95件 73百万円
平成28年度	101件 75百万円

<参考>平成31年2月21日現在の貸付条件

- ・貸付利率：2.7億円まで 年0.16～0.17%
- 2.7億円超 年0.31～0.32%
- ・償還期限：15年以内(うち据置期間3年以内)